

〇〇の会 規約

(名称)

第1条 本学生団体は、〇〇の会、と称する（以下、「本会」という。）

(目的)

第2条 本会は、〇〇を行うことにより、××を図ると共に、放送大学に在籍する学生相互の研鑽、親睦、交流を図ることを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業

(会員資格)

第4条 本会の会員は、放送大学に在籍する者で、本会の目的を理解し、賛同する者をもって会員とする。

- 2 会員は、本会所定の手続きによって、会費の徴収が決まった場合には、所定の金額を納付しなければならない。
- 3 会費の納入が決められている場合、会計担当者による督促にもかかわらず、正当な理由なく、相当の期間、会費の納入がなされない場合は、会員資格を失うものとする。

(入退会手続き)

第5条 入会及び退会は、所定の申込書を代表宛て提出することとする。

(役員)

第6条 本会に、役員として次の者を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名
- (3) 会計担当 1名
- (4) 監査役 1名

2 役員は、会員の互選によって定める。

3 役員の任期は、 月 日から1年間とし、再任を妨げない。

(議決機関の設置)

第7条 本会の議決機関として△△を設置する。

(意思決定の方法)

第8条 本会の意思決定は、第7条にて定められた議決機関での審議をもって実施すること。

(会費)

第9条 この会の活動の経費は、会員からの会費、その他をもって充てる。

2 会費の額等は、役員会において定める。

(規約の変更および団体の解散)

第10条 規約の変更および本会の解散については、第7条にて定められた議決機関での審議をもって決定すること。

(個人情報の保護に関する措置)

第11条 本会の活動のために取得した個人情報は、以下の目的および範囲のみに利用し、本人の同意を得られた場合を除き、第三者へ提供、開示しないこと。

- ・
- ・